

※この法令は廃止されています。
平成二十年法律第二十五号

地方法人特別税等に関する暫定措置法抄

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 法人の事業税の税率等の特例(第二条)

第三章 地方法人特別税

第一節 総則(第三条—第七条)

第二節 課税標準(第八条)

第三節 税額の計算(第九条)

第四節 申告及び納付等(第十条—第二十条)

第五節 雑則(第二十一条—第二十三条)

第六節 罰則(第二十四条—第三十一条)

第四章 地方法人特別譲与税(第三十二条—第四十条)

第五章 雑則(第四十一条)

附則

第三章 地方法人特別税

第一節 総則

(定義)

第三条 この章において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人格のない社団等 地方税法第七十二条の二

二 第四項に規定する人格のない社団等

二 みなし課税法人 地方税法第七十二条の二

第五項に規定するみなし課税法人をいう。

三 所得割 地方税法第七十二条第三号に規定

する所得割をいう。

四 収入割 地方税法第七十二条第四号に規定

する収入割をいう。

五 基準法人所得割額 地方税法の規定(同法

第六条、第七条、第七十二条の二十四の十、

第七十二条の二十四の十一、第七十二条の四

十九の四及び附則第九条の二の二の規定を除

き、税率については、同法第一条第一項第五

号に規定する標準税率によるものとする。次

号において同じ。)によって計算した所得割

額をいう。

六 基準法人収入割額 地方税法の規定によっ

て計算した収入割額をいう。

七 付加価値割 地方税法第七十二条第一号に

規定する付加価値割をいう。

八 資本割 地方税法第七十二条第二号に規定

する資本割をいう。

(人格のない社団等に対する適用)

第四条 人格のない社団等及びみなし課税法人

は、法人とみなして、この章の規定を適用す

る。(納税義務者)

第五条 法人は、この法律により、地方法人特別

税を納める義務がある。(課税の対象)

第六条 法人の基準法人所得割額及び基準法人収

入割額には、この法律により、国が地方法人特

別税を課する。(国税通則法等の適用除外等)

第七条 地方法人特別税については、国税通則法

(昭和三十七年法律第六十六号)及び国税犯則

取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定

は、適用しない。2 地方法人特別税は、国税徴収法(昭和三十四

年法律第四十七号)の規定の適用については

は、同法第二条第二号に規定する地方税とみな

す。第二節 課税標準

第八条 地方法人特別税の課税標準は、基準法人

所得割額又は基準法人収入割額とする。第三節 税額の計算

第九条 地方法人特別税の額は、次の各号に掲

げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め

る金額とする。一 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合

算額によって法人の事業税を課される法人

第十条 地方法人特別税の賦課徴収は、第八条及

び第十六条に定めるものを除くほか、都道府県

が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の

例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課

徴収と併せて行うものとする。この場合において

て、地方税法第七十二条の六第一項第一号の規定

に基づき更正又は決定をすることができず期間

については、地方法人特別税及び法人の事業税

は、同一の税目に属する地方税とみなして、同

号の規定を適用するものとする。(申告)

第十一条 地方税法第七十二条の二十五、七十二

条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二

条の二十九又は第七十二条の三十三の規定によ

り法人の事業税に係る申告書を提出する義務が

ある法人は、当該申告書に記載すべき所得割額

又は収入割額に係る基準法人所得割額又は基準

法人収入割額、これらを課税標準として算定し

た地方法人特別税の額その他必要な事項を記載

した申告書を、当該都道府県の法人の事業税の

申告の例により、当該都道府県の法人の事業税

の申告と併せて、当該都道府県知事に提出しな

ければならない。(納付等)

第十二条 地方法人特別税の納税義務者は、地方

法人特別税を当該都道府県の法人の事業税の納

付の例により、当該都道府県の法人の事業税の

納付と併せて当該都道府県に納付しなければならない。

第十三条 都道府県は、地方法人特別税の納付があ

つた場合においては、政令で定めるところにより

併せて賦課され又は申告された地方法人特別税

及び法人の事業税の額にあん分した額に相当す

るものとする。3 都道府県は、地方法人特別税の納付があつた

場合においては、政令で定めるところにより、地

方法人特別税として納付された額を国に払い込

むものとする。(還付等)

第十三条 都道府県は、地方税法の規定により法

人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部

に相当する金額を還付する場合においては、当

該都道府県の法人の事業税の還付の例により、

前条第一項の規定により当該法人の事業税の所

得割又は収入割と併せて納付された地方法人特

別税の全部又は一部に相当する金額を還付しな

ければならない。この場合においては、次の各

号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各

号に定める金額を還付するものとする。

一 第九条第一号に掲げる法人 当該還付すべ

き法人の事業税の所得割に係る還付金に相当

する額に百分の四百十四・二を乗じて得た額

二 第九条第二号に掲げる法人 当該還付すべ

き法人の事業税の所得割に係る還付金に相当

する額に百分の四十三・二を乗じて得た額

三 第九条第三号に掲げる法人 当該還付すべ

き法人の事業税の収入割に係る還付金に相当

する額に百分の四十三・二を乗じて得た額

都道府県は、地方法人特別税に係る過誤納金

があるときは、当該都道府県の法人の事業税に

係る過誤納金の還付の例により、遅滞なく、還

付しなければならない。

3 前二項の規定による地方法人特別税に係る還

付金又は過誤納金(これらに加算すべき還付加

算金を含む。以下この項、次条及び第十六条に

おいて「還付金等」という。)の還付は、法人

の事業税に係る還付金等の還付と併せて行わな

ければならない。(還付金等の国への払込額からの控除等)

第十四条 都道府県は、前条の規定により地方

法人特別税に係る還付金等を還付することとした

場合には、当該還付金等に相当する額を、第十

二条第三項の規定により翌々月の末日までに国

に払い込むものとする。地方法人特別税として

納付された額(以下この条において「払込予定

額」という。)であつて当該還付金等を還付す

ることとした日の属する月に納付されたものの

総額から控除するものとする。ただし、当該還

付金等に相当する額が当該総額を超える場合に

あつては、当該超える額に相当する額に達する

までの額を払込予定額であつて当該月の翌月以

後の各月に納付されたものの総額から順次控除

するものとする。

2 前項の規定の適用を受けた還付金等について

返納があつた場合その他政令で定める事由が生

じた場合には、当該返納があつた額その他政令

で定める額に相当する額を、当該返納があつた

日又は政令で定める事由が生じた日の属する月

における払込予定額の総額に加算するものとし

る。(延滞金等の計算)

第十五条 地方法人特別税に係る延滞金及び加算

金並びに法人の事業税に係る延滞金及び加算金

並びにこれらの延滞金の免除に係る金額(以下

この条において「延滞金等」という。)の計算

については、地方法人特別税及び法人の事業税

の合算額によって行い、政令で定めるところに

より、算出された延滞金等をその計算の基礎と

なつた地方法人特別税及び法人の事業税の額に

対し、算出された延滞金等をその計算の基礎と

なつた地方法人特別税及び法人の事業税の額に

対し、算出された延滞金等をその計算の基礎と

なつた地方法人特別税及び法人の事業税の額に

あん分した額に相当する金額を地方法人特別税
又は法人の事業税に係る延滞金等の額とする。
2 地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付
加算金の計算については、地方法人特別税及び
法人の事業税に係る還付金又は過誤納金の合算
額によって行い、政令で定めるところにより、
算出された還付加算金をその計算の基礎となつ
た地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付
金又は過誤納金の額にあん分した額に相当する
金額を地方法人特別税又は法人の事業税に係る
還付加算金の額とする。
3 前二項の規定により地方法人特別税及び法人
の事業税に係る延滞金等及び還付加算金の計算
をする場合の端数計算は、地方法人特別税及び
法人の事業税を一の税とみなして、これを行う。
(充当等の特例)
第十六条 地方税法第十七条の二の規定は、次の
各号のいずれかに該当する還付金等について
は、適用しない。ただし、第十条又は第十一
条の規定により併せて賦課され又は申告された地
方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金を
その額の計算の基礎とされた事業年度の地方法
人特別税及び法人の事業税で納付すべきことと
なっているものに充当する場合は、この限りで
ない。

一 第十条又は第十一条の規定により併せて賦
課され又は申告された地方法人特別税及び法
人の事業税に係る還付金等(以下この条にお
いて「地方法人特別税等還付金等」という。)
の還付を受けるべき者につき納付すべきこと
となつている地方税がある場合における当該
地方法人特別税等還付金等
二 地方税に係る還付金等(地方法人特別税等
還付金等を除く)の還付を受けるべき者に
つき第十条又は第十一条の規定により併せて
賦課され又は申告された地方法人特別税及び
法人の事業税で納付すべきこととなつてい
るもの(次項及び第三項において「未納地方法
人特別税等」という。)がある場合における
当該還付金等
2 前項第一号に規定する場合にあつては、地方
法人特別税等還付金等の還付を受けるべき者
は、当該還付をすべき都道府県知事に対し、当
該地方法人特別税等還付金等(未納地方法人特
別税等又は納付すべきこととなつているその他
の地方税に係る金額に相当する額を限度とす
る。)により未納地方法人特別税等又は納付す
べきこととなつているその他の地方税を納付す
ることを委託したものとみなす。
3 第一項第二号に規定する場合にあつては、同
号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還
付をすべき都道府県知事に対し、当該還付金等
(未納地方法人特別税等に係る金額に相当する
額を限度とする。)により未納地方法人特別税
等を納付することを委託したものとみなす。
4 前二項の規定が適用される場合には、これら
の規定による委託納付をするのに適することと
なつた時として政令で定める時に、その委託納
付に相当する額の還付及び納付があつたものと
みなす。
5 第二項又は第三項の規定が適用される場合に
は、これらの規定による納付をした都道府県知
事は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により
委託したものとみなされた者に通知しなければ
ならない。
(納税管理人)
第十七条 地方税法の規定により定められた法人
の事業税の納税管理人は、当該都道府県におけ
る当該納税義務者に係る地方法人特別税の納税
管理人として、納税に関する一切の事項を処理
しなければならない。
(処分に関する不服審査等)
第十八条 第十条の規定により都道府県知事が当
該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例によ
り当該都道府県の法人の事業税と併せて賦課徴
収を行う地方法人特別税に関する処分は、不服
申立て及び訴訟については、地方税法に基づ
く処分とみなして、同法第一章第十三節の規定を
適用する。この場合において、同法第十九条中
「地方団体の徴収金」とあるのは「地方団体
の徴収金及び旧地方法人特別税(地方税法等の
一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第
十三号)附則第三十一条第二項の規定によりな
おその効力を有するものとされた同法第九条の
規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する
暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規
定する地方法人特別税をいう。第九号及び第十
九条の七において同じ。」に」と、同条第九号
並びに第十九条の七第一項及び第二項中「地方
団体の徴収金」とあるのは「地方団体の徴収金
及び旧地方法人特別税」とする。
(犯罪事件の調査及び処分)
第十九条 地方法人特別税に関する犯罪事件につ
いては、法人の事業税に関する犯罪事件とみな

して、地方税法第一章第十六節の規定を適用す
る。
(賦課徴収又は申告納付に関する報告等)
第二十条 都道府県知事は、政令で定めるところ
により、総務大臣に対し、地方法人特別税の申
告の件数、地方法人特別税額、地方法人特別税
に係る滞納の状況その他必要な事項を報告する
ものとする。
2 総務大臣は、必要があると認める場合には、
前項に規定するもののほか、都道府県知事に対
し、当該都道府県に係る地方法人特別税の賦課
徴収又は申告納付に関する事項の報告を求め
ることができる。
3 総務大臣が都道府県知事に対し、地方法人特
別税及び法人の事業税の賦課徴収に関する書類
を閲覧し、又は記録することを求めた場合に
は、都道府県知事は、関係書類を総務大臣又は
その指定する職員に閲覧させ、又は記録させる
ものとする。
第五節 雑則
(申告の特例)
第二十一条 第十一条の規定により地方税法第七
十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七
十二条の二十八、第七十二条の二十九又は第七
十二条の三十一の規定による法人の事業税に係
る申告書と併せて提出しなければならない第十一
条の規定による申告書の提出については、地方
税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方
税関係申告等とみなして、同条の規定を適用す
る。
(収納の特例)
第二十二条の二 第十二条の規定により法人の事
業税の納付と併せて納付しなければならない地
方法人特別税並びに第十条の規定により法人の
事業税に係る延滞金及び加算金と併せて賦課徴
収を行う地方法人特別税に係る延滞金及び加算
金の収納の事務については、地方法人特別税並
びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金を
地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七
百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで
の規定を適用する。
(法人税法の適用の特例等)
第二十三条 地方法人特別税に係る次の表の第一
欄に掲げる法律の適用については、同表の第二
欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税第六及び特別 法(昭十二)法人事業 和四十条の税及び特 年法律第五別法人 第三十五項業譲与 四号)	特別法人事業税及び特 業譲与税に 業譲与税に 業譲与税に	特別法人事業税及び特 業譲与税に 業譲与税に 業譲与税に	特別法人事業税及び特 業譲与税に 業譲与税に 業譲与税に
納金整条第二及特別 理資金一項税及び特 に關する法律(昭和二 十九年法律第三十六 号)	特別法人事業税及び特 業譲与税に 業譲与税に 業譲与税に	特別法人事業税及び特 業譲与税に 業譲与税に 業譲与税に	特別法人事業税及び特 業譲与税に 業譲与税に 業譲与税に
第八及び特別 条第九及特別 別法人事業 業譲与税に 業譲与税に 業譲与税に	特別法人事業税及び特 業譲与税に 業譲与税に 業譲与税に	特別法人事業税及び特 業譲与税に 業譲与税に 業譲与税に	特別法人事業税及び特 業譲与税に 業譲与税に 業譲与税に

業種	別法人人事
税理士第二及び特別 法（昭和三十二年法律 第六十一項） 和二十一年法律第 六年法律第 律第二十三号 百三十 七号）	特別法人事業税及び地 方税法等の一部を改正す る等の法律（平成二十 八年法律第十三号）附則第 三十一條第二項の規定に よりなおその効力を有す るものとされた同法第九 條の規定による廃止前の 地方法人特別税等に関す る暫定措置法（平成二十 年法律第二十五号）に規 定する地方法人特別税 （以下「旧地方法人特別 税」という。）
第四及び特別 条第法人事業 三號税	特別法人事業税及び旧 地方法人特別税
第五及び特別 条第法人事業 一號税	特別法人事業税及び旧 地方法人特別税
第八特別法人 条第事業税	特別法人事業税及び旧地 方法人特別税
第六号	

（事務の区分）
第二十三條 この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六節 罰則
（検査拒否等に関する罪）
第二十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 一 第十條の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の七の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 第十條の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の七第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当なる理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載

若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。
 三 第十條の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の七の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次条第一項及び第二項、第二十七條第一項、第三項及び第五項、第二十八條第四項並びに第二十九條第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科す。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
（故意不申告の罪）
第二十五條 正当な事由がなくして第十一条の規定により地方税法第七十二條の二十五第一項、第七十二條の二十八第一項又は第七十二條の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出しななければならない第十一條の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者（法人課税信託（地方税法第七十二條の二第四項に規定する法人課税信託をいう。次条第一項及び第二十七條第一項において同じ。）の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金を科す。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項

若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。
 三 第十條の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の七の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。
 2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次条第一項及び第二項、第二十七條第一項、第三項及び第五項、第二十八條第四項並びに第二十九條第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科す。

（虚偽の中間申告納付に関する罪）
第二十六條 第十一條の規定により地方税法第七十二條の二十六第一項ただし書の規定による申告書と併せて提出しななければならない第十一條の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金を科す。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合には、同項の規定により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第十一條の規定により地方税法第七十二條の二十五第一項、第七十二條の二十八第一項又は第七十二條の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出しななければならない第十一條の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつたことにより、地方税法特別税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とするこ

5 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項

若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。
 三 第十條の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の七の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。
 2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次条第一項及び第二項、第二十七條第一項、第三項及び第五項、第二十八條第四項並びに第二十九條第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科す。

又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金を科す。

6 前項の規定により第一項又は第三項の違反行為につき法人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

7 人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
（滞納処分に関する罪）
第二十八條 地方法人特別税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは都道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽って増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金を科す。

5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
（滞納処分に関する検査拒否等の罪）
第二十九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十條の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の六十八第六項の場

合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。（滞納処分に關する虚偽の陳述の罪）

第三十条 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により都道府県知事に對して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。

（秘密漏えいに関する罪）

第三十一条 地方法人特別税に關する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方法人特別税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報提供のための調査に關する事務又は地方法人特別税の徴収に關する事務に従事している者

又は従事していた者は、これらの事務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に處する。

第四章 地方法人特別譲与税

第三十二条 地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額に相当する額とし、都道府県に對して譲与するものとする。

第三十三条 各都道府県に對する譲与額

第三十三条 毎年度、各都道府県に對して譲与する地方法人特別譲与税の額は、地方法人特別譲与税基本額（次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額に相当する額から財源超過団体調整額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。次条第二項において同じ。）であん分した額及び地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による従業者数をいう。次条第二項において同じ。）であん分した額の合算額（財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額）とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 財源超過額調整団体 当該年度の前年度の普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額が基準財政需要額を上回る都道府県であつて、当該上回る額を基礎として総務省令で定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額（次号において「調整財源超過額」という。）が、第二条第一項の規定を適用しないこととした場合における当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額から当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額及び次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額の見込額として前項の規定の例により算定した当該都道府県の譲与額

として総務省令で定めるところにより算定した額の合算額を控除した額（次号において「事業税等減収見込額」という。）を下回ることとなる都道府県をいう。

二 個別財源超過団体調整額 財源超過額調整団体における事業税等減収見込額から調整財源超過額を控除した額（当該控除した額が事業税等減収見込額の二分の一に相当する額を越える場合にあつては、当該事業税等減収見込額の二分の一に相当する額）をいう。

三 財源超過額調整額 財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。

第三十四条 地方法人特別譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与すべき額
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額

2 各譲与時期ごとに各都道府県に對して譲与する地方法人特別譲与税の額は、前項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額から前条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とする。

3 前二項の規定により計算した各譲与時期ごとに各都道府県に對して譲与する地方法人特別譲与税の額は、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方法人特別譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。

4 各譲与時期ごとに譲与することができなかった金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を越えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第三十五条 総務大臣は、地方法人特別譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において都道府県に譲与すべき額とするものとする。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十六条 総務大臣は、第三十三条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に對して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方法人特別譲与税の使途）

第三十七条 国は、地方法人特別譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

（地方財政法の適用関係）

第三十八条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第四条の三第一項及び第三十三条の五の三の規定の適用については、当分の間、同法第四条の三第一項中「特別とん譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税、特別とん譲与税」と、同法第三十三条の五の三中「並びに法人の行う事業に對する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に對する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする。

（地方交付税法の適用関係）

第三十九条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条及び附則第八条の規定の

適用については、当分の間、同法第十四条第一項中「当該道府県の地方揮発油譲与税」とあるのは「当該道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中

十三 地方揮発油前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
とあるのは、

十三 地方法人前年度の地方法人特別譲与税の譲与額
十三の二 地方前年度の地方揮発油揮発油譲与税の譲与額

「と、同法附則第八条中「第十四条第三項」とあるのは「地方法人特別譲与税に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税」とあるのは「事業税、地方法人特別譲与税」と、「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは「法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする。

（公共土木施設災害復旧事業費用庫負担法の適用関係）

第四十条 公共土木施設災害復旧事業費用庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「収入見込額」とあるのは、「収入見込額（都道府県にあつては、当該収入見込額に同法で定める方法により算定した当該道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額を加算した額）」とする。

第五章 雑則

（命令への委任）

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（適用区分）

第二条 第三章の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業

年度に係る法人の事業税と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用する。
2 第四章の規定は、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。
（法人の事業税における中間申告等の経過措置）

第三条 施行日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての地方税法第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「三・三倍」とする。

2 平成二十一年度における地方法人特別譲与税についての第三十四条の規定の適用については、同条第一項の表五月の項中「二月から四月まで」とあるのは、「前年の十二月から翌年の四月まで」とする。

3 平成二十一年度分の地方交付税についての第三十九条の規定の適用については、同条中「前年度の地方法人特別譲与税の譲与額」とあるのは、「平成二十一年度分の地方法人特別譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」とする。

附則（平成一九年五月二三日法律第五三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年三月三十一日法律第九号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第四号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略

二 第一条中地方税法第十五条の四第一項第一号、第十七条の六第二項及び第二十条の九の三第五項の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定（同項第四号の四の改正規定を除く。）

く。）、同法第二十四条の二、第五十一条第二項及び第五十二条の改正規定、同法第五十三条の改正規定（同条第四項の改正規定、同条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項の改正規定（、第四十二条の十一、第五項）を削る部分に限る。）、並びに同条第三十五項及び第三十六項の改正規定（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。）、同法第五十三条の二、第五十四条第一項及び第五十五条の改正規定（「縮約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の三第一項の改正規定、同法第五十五条の四第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第五十六条、第五十七条第二項、第六十二条から第六十四条まで、第六十五条の二第一項及び第七十一条の二、第六十六項、第七十二条から第七十二条の二の二まで並びに第七十二条の三第三項の改正規定、同法第七十二条の五の二を削る改正規定、同法第七十二条の六、第七十二条の七第二項及び第七十二条の十二第一号の改正規定、同法第七十二条の十三の改正規定（同条第十四項の改正規定（「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改める部分に限る。）、を削る。）、同法第七十二条の十八ただし書の改正規定、同法第七十二条の二十一第一項の改正規定（「ついでには」の下に「、第三項に規定する場合を除き」を加える部分に限る。）、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定、同法第七十二条の二十三、第七十二条の二十四の四及び第七十二条の二十四の六から第七十二条の二十四の十までの改正規定、同法第七十二条の二十四の十一第一項の改正規定（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分を除く。）、同法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十九から第七十二条

の三十四まで、第七十二条の三十七第一項、第七十二条の三十八の見出し及び同条第一項、第七十二条の三十八の二第一項及び第四項並びに第七十二条の三十九の改正規定、同法第七十二条の三十九の二第一項の改正規定（「縮約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第七十二条の三十九の三第一項、第七十二条の四十第一項、第七十二条の四十一及び第七十二条の四十一の二第四項の改正規定、同法第七十二条の四十一の五を削る改正規定、同法第七十二条の四十三第三項、第七十二条の四十四、第七十二条の四十五の二、第七十二条の四十六第一項、第七十二条の四十八第一項及び第四項第一号、第七十二条の七第二号の四並びに第七十二条の五の改正規定、同法第二百九十二条第一項の改正規定（同項第四号の四の改正規定を除く。）、同法第二百九十四条の二、第三百十二条及び第三百二十四条の四第二項の改正規定、同法第三百二十一条の八の改正規定（同条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項並びに第三百二十一条の八第六

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一から三まで 略

四 第一条中地方税法の目次の改正規定(「第二十一条・第二十二條」を「第二十一条・第二十二條の二」に改める部分を除く。)、同法第十八條の四第一項、第二十六條及び第二十七條第一項第二号の改正規定(同法第七十二条の二の第二項の改正規定(第七十二条の三十八まで)の下に「第七十二条の四十九」を加える部分を除く。)、同法第七十二条の七及び第七十二条の八第一項第七十二條の改正規定(第七十二条の四十九の六第二項)を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める部分に限る。)、同法第七十二条の四十九の五の改正規定(同法第七十二条の改正規定(第七十二条の四十九の二第八項又は第九項に規定する)に改める部分に限る。)、同法第七十二条の四十九の十四を同法第七十二条の四十九の十八とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十三の改正規定、同法第七十二条の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十二を同法第七十二条の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十一の改正規定、同法第七十二条の四十九の十五とする改正規定、同法第七十二条の十四とし、同法第七十二条の四十九の九を同法第七十二条の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二条の四十九の八第十一項の改正規定、同法第七十二条の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二条の四十九の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二条の四十九の六第一項の改正規定、同法第二章第二節第二款中同法第七十二条の四十九の十とする改正規定、同法第七十二条の四十九の五の次に四條を加える改正規定、同法第七十二条の五十一項、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五及び第七十二条の六十三の改正規定、同法次に四條を加える改正規定、同法第七十二条の六十四第一項、第七十二条の八十四、第七十二条の八十五第一項第二

号、第七十三條の八、第七十三條の九第一項第二号、第七十四條の七、第七十四條の八第一項第三号、第七十七條、第七十八條第一項第二号、第七十九條の十一、第八十四條の十二第二項第二号及び第八十四條の三十八の改正規定、同法次に四條を加える改正規定、同法第七十四條の三十九、第五十五條、第五十六條第一項第一号、第五十八條、第八十九條第一項第二号、第二百六十六條、第二百六十五條第一項第二号、第二百九十八條、第二百九十九條第一項第二号、第三百五十三條、第三百五十四條第一項第二号及び第三百九十六條の改正規定 同法次に四條を加える改正規定並びに同法第三百九十七條、第四百五十條、第四百五十一條第一項第二号、第四百七十條、第四百七十一條第一項第三号、第五百二十五條、第五百二十六條第一項第二号、第五百八十八條、第五百八十九條第一項第二号、第六百七十四條、第六百七十五條第一項第一号、第七百零五條、第七百零六條第一項第二号、第七百零七條、第七百零八條第一項第二号、第七百三十三條の四及び第七百三十三條の五第一項第二号の改正規定並びに同法附則第七條、第十七條の二及び第五十條の改正規定、第二條の規定並びに附則第三條、第五條第二項、第六條第二項及び第九條第二項の規定 平成二十五年一月一日

(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)
第十二条 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後それぞれの法律の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 (政令への委任)
第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年三月三十一日法律第四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
 四 第一条中地方税法第五十一条第一項、第五十三條第二十四項、第三百二十四條の四第一項、第三百二十一條の八第二十四項及び第七百三十四條第三項の表の改正規定、第四條の規定並びに附則第三條第十項、第五條第三項、第十條第十項及び第十九條の規定 平成二六年十月一日
 (地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)
第十九條 第四條の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法(以下この条において「新暫定措置法」という。)第九條及び第十三條の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度(地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る法人の事業税と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。
 2 地方法人特別税の納税義務者が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る地方法人特別税について新暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる新法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合における地方法人特別税の額(次項において「中間申告納付額」という。)は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の地方法人特別税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の四倍の額に相当する額とする。
 3 都道府県は、前項に規定する場合において、当該中間申告納付額に係る新暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる新法第七十二条の二十八若しくは第七十二条の三十三の規定による申告書に記載された地方法人特別税の額又は当該中間申告納付額に係る新暫定

措置法第十条の規定によりその例によることとされる新法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定に係る地方法人特別税の額が、当該中間申告納付額に満たないとき、又はないときであつて、当該中間申告納付額と併せて新法第七十二条の二十六の規定により納付された法人の事業税の全部又は一部に相当する金額を還付するときは、新暫定措置法第十三條第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該都道府県の法人の事業税に係る還付金又は過誤納金の還付の例により、当該満たない金額に相当する中間申告納付額又は当該中間申告納付額の全額を還付するものとする。
 4 新暫定措置法第十三條第三項及び第十四條の規定の適用については、前項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付は、新暫定措置法第十三條第一項又は第二項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付とみなす。
 (罰則に関する経過措置)
第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
第二十一条 この法律(附則第二条から前条までに定めるもの)のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 附則 (平成二七年三月三十一日法律第二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二七年四月一日から施行する。
 (地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)
第二十五条 新暫定措置法第九條及び第十三條の規定は、施行日以後に開始する事業年度(地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。)に係る法人の

事業税と併せて賦課され、又は申告される地方
法人特別税について適用し、施行日前に開始し
た事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せ
て賦課され、又は申告される地方法人特別税に
ついては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この条におい
て同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則
の規定によりなお従前の例によることとされる
地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規
定によりなお効力を有することとされる旧法の
規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にし
た行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

（政令への委任）

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるも
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措
置は、政令で定める。

附則（平成二八年三月三十一日法律第一
三三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法附則第八号中第十一項を
第十三項とし、第七項から第十項までを二項
ずつ繰り下げ、第六項の次に二項を加える改
正規定並びに第六号（地方税法等の一部を改
正する法律（平成二十七年法律第二号）附則
第十七条第二項の改正規定及び次号に掲げる
改正規定を除く。）並びに附則第三条第十二
項及び第十三項並びに第十六条第十一項及び
第十二項の規定 公布の日

二から十まで 略

- 十一 第一条中地方税法附則第八号第二項の改
正規定、同法附則第八号の二の次に二項を加
える改正規定及び同法附則第九号の二の二を
同法附則第九号の二の三とし、同法附則第九
号の二の次に二項を加える改正規定並びに第
八号中地方法人特別税等に関する暫定措置法
の目次及び第二章の章名の改正規定、同法第
二条の改正規定（「附則第九号の二」を一
「第一項（附則第九号の二）」に、「暫定措置法
第二条の規定により読み替えられた附則第九
号の二」を「第一項（地方法人特別税等に関
する暫定措置法（平成二十年法律第二十五

号。以下「暫定措置法」という。）第二条第
一項の規定により読み替えられた附則第九号
の二」と、「第三項（附則第九号の二）」とあ
るの二は「第三項（暫定措置法第二条第一項の
規定により読み替えられた附則第九号の二）
と、「前項（附則第九号の二）」とあるの二は
「前項（暫定措置法第一条第一項の規定によ
り読み替えられた附則第九号の二）」と、「
附則第九号の二」とあるの二は、「暫定措置法
第二条第一項の規定により読み替えられた附
則第九号の二）」に改める部分に限る。）、同条
に一項を加える改正規定並びに同法第三条第
五号及び第三十三号第二項第一号の改正規定
並びに附則第三条第九項及び第十四項、第五
条第十二項及び第十三項、第十六条第八項、
第十三項及び第十四項並びに第三十条第二項
の規定 地域再生法の一部を改正する法律
（平成二十八年法律第三十号）の施行の日
（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部
改正に伴う経過措置）

第三十条 新暫定措置法第九号及び第十三号の規
定は、施行日以後に開始する事業年度（地方税
法第七十二条の十三に規定する事業年度をい
う。以下この条において同じ。）に係る法人の
事業税と併せて賦課され、又は申告される地方
法人特別税について適用し、施行日前に開始し
た事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せ
て賦課され、又は申告される地方法人特別税に
ついては、なお従前の例による。

- 2 新暫定措置法第三条の規定は、附則第一条第
十一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する
事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課さ
れ、又は申告される地方法人特別税について適
用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の
事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告さ
れる地方法人特別税については、なお従前の例
による。

3 施行日から附則第一条第十一号に掲げる規定
の施行の日の前日までの間における附則第五
条第二項及び第四項の規定の適用については、こ
れらの規定中「第二条第一項」とあるのは、「
第二条」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この条におい
て同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則
の規定によりなお従前の例によることとされる

地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規
定によりなお効力を有することとされる旧法の
規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にし
た行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

（政令への委任）

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定
める。

附則（平成二八年一月二八日法律第
八六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日法律第二
三三〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第七十二条の四十八、第
七十二号の五十四、第七十二条の六十三の四
第一項及び第二項並びに第三百四十九号の三
第一項の改正規定並びに同法附則第九号の二
及び第九号の二の二第一項の改正規定並びに
同法附則第九号の三を削り、同法附則第九号
の三の二を同法附則第九号の三とする改正規
定並びに附則第七号第五項及び第七項並びに
第四十六号（第四号に掲げる改正規定を除
く。）の規定 公布の日

二及び三 略

- 四 第二条（次号及び第六号に掲げる改正規定
を除く。）並びに附則第三条、第四条、第十
三条、第十二号、第二十二号（外国居住者等の所
得に対する相互主義による所得税等の非課税
等に関する法律第八号第一項、第十二号第四
項及び第十六号第一項の改正規定に限る。）、
第三十五号、第三十六号、第三十八号（租税
条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律第三条の二の
第二第三項の改正規定に限る。）、第四十一号か
ら第四十五号まで及び第四十六号（地方法人
特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法
律第二十五号）第十九号の改正規定に限る。）
の規定 平成三十年四月一日

附則（平成三〇年三月三十一日法律第三
三三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

- 四 第二条、第九号中外国居住者等の所得に対
する相互主義による所得税等の非課税等に関
する法律第四十号第三項の改正規定及び第十
一条並びに附則第三条、第七号、第二十一
号、第三十四号及び第三十五号の規定 平成
三十一年四月一日

五 第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）
及び第十二号（第七号に掲げる改正規定を除
く。）並びに附則第七号第一号及び第二十四号の
規定 令和元年十月一日

六 略

七 第四条（次号及び第九号に掲げる改正規定
を除く。）、第九号中外国居住者等の所得に対
する相互主義による所得税等の非課税等に関
する法律第三十八号第一項ただし書の改正規
定、同条第五項の改正規定（「第七十二条の
三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三
項」に改める部分に限る。）及び同法第四十
号第五項の改正規定（「第七十二条の三十三
第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に
改める部分に限る。）並びに第十二号中地方
税法等の一部を改正する等の法律（平成二十
八年法律第十三号）附則第三十一号第二項の
規定によりなおその効力を有するものとされ
た同法第九号の規定による廃止前の地方法人
特別税等に関する暫定措置法第二十一条の改
正規定並びに附則第五号第二項、第八号、第
九号、第十九号第二項及び第四十二号の規
定 令和二年四月一日

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部
改正に伴う経過措置）

第三十八条 法人の施行日前に終了した事業年度
に係る第十条の規定による改正前の地方法人特
別税等に関する暫定措置法（以下この条におい
て「旧暫定措置法」という。）第十一条の規定
によりその例によることとされる旧法第七十二
条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二
条の二十九の規定による申告書（令和三年四月
一日以後に提出するものを除く。）及び法人の
施行日前に旧暫定措置法第十一条の規定により
その例によることとされる旧法第七十二条の二
十六第一項の規定により申告納付の義務が発生

